

先着順による県有財産売払い申込要領

1 申込者の資格

当該契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方は申込できません。

2 申込期間

令和7年2月5日から令和7年5月30日までの間

3 申込方法

県有財産売払申請書と誓約書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に8の申込先へ提出してください。

(1) 個人の場合

ア 住民票（発行後3か月以内のもの）

イ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

※外国人の場合は、外国人登録済証明書の写しをもってア及びイの書類に代えることができます。

(2) 法人の場合

ア 商業登記の写し（発行後3か月以内のもの）

イ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

4 契約相手方の決定方法

契約の相手方は、原則として県有財産売払申請書を県警察が受理した順で決定します。ただし、同日に複数の買受希望者から県有財産売払申請書が提出された場合には、くじ引きにより契約相手方を決定します。

5 契約の締結方法等

県と契約相手方が売買契約に記名押印することにより、契約が確定します。

県が契約相手方を決定して売払決定通知書を交付した日から20日を経過する日までに県と売買契約を締結していただきます。

なお、契約相手方が個人の場合は、契約締結時までに、本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局の発行する成年後見人登記証明書(記載のないことの証明)の提出が必要になります。

6 売買代金の支払方法

売買代金の支払は、次のいずれかの方法によるものとします。

なお、(2)の場合において、残金を指定期日までに納付しないときは、売買契約が解除されて、契約保証金は県に帰属することになります。

- (1) 契約締結と同時に全額を支払う
- (2) 契約締結時に 1 割以上の契約保証金を支払い、残金を20日以内に支払う。

7 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額支払時に所有権が移転するものとし、同時に土地・建物の引渡しがあったものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、土地・建物の引渡後、買受者の請求により県が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙（電子契約の場合は収入印紙不要）及び所有権の移転登記に要する登録免許税は、買受者の負担となります。

8 申込先（問合せ先）

〒780-8544

高知市丸ノ内二丁目 4 番30号

高知県警察本部 警務部装備施設課 管財係

電 話：088-826-0110（内線：2262・2265・2267）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時までの間（高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に規定する県の休日を除く。）